

飛驒幕領における御用木の運材と川下稼

—南方を中心に—

高橋 伸 拓

【要 旨】

筆者は、飛驒幕領において主要な生業であった林業の検討を通じて、その地域構造の特質解明を課題としている。従来、飛驒林業は、元伐（木材の伐り出し）を中心に論じられてきたが、木材の生産から輸送までを構造的に考えると、運材の研究が進んでいない点が問題として指摘できる。そこで、本稿では、御用木の運材による稼ぎ（＝川下稼）を行っていた村々を把握し、川下稼の実態を明らかにし、同稼が地域の生業としてどのような特徴をもち、いかに位置付くのか、考察を行った。

結果、寛政9年（1797）の元伐再開後の飛驒南方における元伐生産は、「元伐村々の救済事業」にのみその意義が見出されてきたが、本稿の検討により、川下げに携わる村々を多数確認することができ、元伐—運材という分業体制のもとで、川下稼村々にとっても元伐生産は地域における稼ぎの機会として重要な意味を持っていた。川下稼村々の運材への携わり方をふまえると、①高山役所の生業保護の意向のもとで、定式で運材を請け負う村々（益田湊二二か村）、②定式村々以外で運材に携わる村々、③元伐・川下両稼ぎを行っている村々という3つの類型が成り立つ。①の村々は、実態としては運材技術を持ちえない（「素人日雇」）が、役所から助成金を受け取り、②、③の村々は、運送請負人に川下日雇として雇用され、収入を得ていたのである。このような構造のもとに、飛驒御用木の運材はなされ、川下稼は、村々によって携わり方の程度に差はあるものの、地域の重要な生業として位置付いていたのであった。

【目 次】

はじめに

1. 「御材木一件」・「官材図会」の史料的性格
2. 飛驒南方における御用木の運材システム
 - (1) 高山役所地役人
 - (2) 運送請負人
3. 飛驒南方における御用木の運材と川下稼
 - (1) 飛驒における川下稼村々の分布状況
 - (2) 飛驒南方における川下稼の実態

おわりに

はじめに

筆者は、飛騨幕領において主要な生業であった林業の検討を通じて、その地域構造の特質解明を課題としている。本稿は、その一環として、飛騨幕領における御用木の運材による稼ぎ(＝川下稼)の実態を明らかにし、同稼が飛騨における生業としてどのような特徴を持ち、いかに位置付くのか、考察するものである。

さて、飛騨林業は、これまで主として元伐生産(木材の伐り出し)を中心に論じられてきた¹⁾。そのため、元伐稼を生業とした村々、特に益田郡の山方二五か村と呼ばれる村々については山方買請米や柚株などの元伐制度が明らかにされてきた。飛騨の元伐生産は、木材資源の枯渇により、数度にわたって休山が行われ、その事業の規模は次第に縮小されていき、寛政9年(1797)の元伐再開後の状況については「飛騨の元伐も僅かに元伐村々の救済事業にその意義を見出すまでに至」ったという評価がなされている²⁾。しかし、元伐生産を果たしてこのように評価してよいのだろうか。飛騨における木材の生産から輸送までの過程を構造的に考えると、元伐生産は川下稼の村々の生活にも影響を与えていたのではないだろうか。この点については次の史料からも指摘できる。

【史料1】³⁾

(前略) 元來飛州者極山国二付、過半山稼を以相統仕候国柄二有之、就中右式拾五ヶ村(引用者註 益田郡山方二五か村)之儀者追々申上候通、何連も高山嶽下不毛同様之村方二而、稗作すら実法兼候年柄多、全御材木伐出之御救を以相統罷在、其余村々連も多分者右伐出二付、柚木挽川下人足等二罷出相統いたし候(後略)

この史料は、安政2年(1855)2月に、飛騨郡代福王三郎兵衛が嘉永7年(1854)に焼失した禁裏御所再建のための川材の伐り出しを願い出た時の一文である。元來飛騨はきわめて山国であるので、大半が山稼ぎで相統している国柄であり、特に山方二五か村は日頃申し上げている通り、いずれも高山嶽下の不毛同様の村方であるので、稗さえ実り兼ねる年が多く、材木伐り出しの救いで、相統している。その他の村々も多くは木材の伐り出しのため、柚、木挽、川下人足などに出て、相統していたとする。このように、御用木の生産は柚、木挽だけではなく、川下人足を行っていた者にとっても重要な生業であったのである。

では、ここで飛騨における運材の研究を概観してみたい。所三男氏は木曾材・飛騨材の拠出ルートである木曾川における運材の様相を検討されるなかで、元禄～享保期を中心に飛騨川の運材費などの運送請負人の費用面から運材の様相を明らかにされている⁴⁾。次に、高瀬保氏は加賀藩の木材調達を考察する過程で、飛騨北方材の運材について詳細に検討されている⁵⁾。高瀬氏は主に、近世初期～中期の北方における運材の様相を、運送請負人を中心に考察し、所氏

1) 岐阜県編集・発行『岐阜県史 通史編近世下』(1973年)、所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、1980年)、田上一生『岐阜県林業史 上巻(飛騨国編)』(岐阜県山林協会、1984年)、太田尚宏「飛騨国山林地域における元伐生産と御樽木方役人—宝暦期を中心に—」(『徳川林政史研究所研究紀要』37号、2003年)。

2) 西川善介『林野所有の形成と村の構造 増補版』(御茶の水書房、1978年、初版は1957年発行)、44頁。

3) 「禁裏御所御造営二付飛州材木伐出一件」(飛騨国山林史料140、徳川林政史研究所所蔵)。本史料は岐阜県編集・発行『岐阜県史 史料編近世6』(1969年、418～22頁)にその一部が翻刻されている。

4) 所三男「運材中継基地としての犬山—木曾川運材史の一齣—」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和42年度、1968年、後に同著『近世林業史の研究』、吉川弘文館、1980年、第3篇第6章所収)。

と同様に運材にかかる費用や運材経路の実態を明らかにされている。そして、田上一生氏は飛州材の伐木運材法、伐木製材法、流送水系と運材法、飛州材の川下げ・海上運送、川下げ・海上運送の請負商人、川下げ・海上運送賃、海上運送などを概括的に検討されている⁶⁾。

先行研究をまとめると、検討対象が北方の運材中心で、運送請負人を中心として検討されてきたため、実際に、運材を生業としていた川下稼の村々についてはほとんど検討されていない点が問題として指摘できる。飛騨「御林山」は、北流して日本海側へ運材する地域である北方と、南流して太平洋側へ運材する地域である南方に区分されていた。北方では、明和9年（1772）に木材の調達を行っていた高原山が休山となり、以後元伐生産は行われなくなるが、南方では前述したように寛政9年に元伐生産を再開していた。南方で運材がいかになされていたのかを明らかにすることは、寛政9年以降の飛騨林業の展開を考える上で重要な問題であるにもかかわらず、これまで十分に検討されていないのである。

さらに、川下稼の研究を行う意義として、近年の山村における生業論の動向にも注意を払う必要がある。1980年代後半より、山村が平地の農村に比べて生産力の低い、後進的な村落であったという消極的な評価に対して、山村の積極的な位置付けが試みられ、複合生業論（生業複合論）のもとに、その多様な生業のあり様が明らかにされてきている⁷⁾。今後は、山村の多様な生業の把握を進める一方で、山村において個々の生業が地域社会の成り立ちのために、いかなる意味を持っていたのかを意識的に考察していく必要がある。転じて、飛騨において林業が地域社会の生業としていかなる意味を持っていたのかを明らかにするには、この川下稼を生業としていた村にも必然的に注目することとなる。

以上をふまえて、本稿では、初めに嘉永3年「御材木一件」⁸⁾、嘉永7年「官材図会」⁹⁾という2つの運材関係史料の史料性格を検討する。そして、これら史料を用いて高山役所地役人、運送請負人といった運材に携わる人々が担った役割を整理し直し、飛騨において運材がいかなるシステムのもとに行われていたのかを明らかにする。最後に、川下稼を生業としていた村々の把握、川下稼の実態を検討し、川下稼が地域社会の生業としてどのような特徴を持ち、いかに位置付くのか考察したい。

1. 「御材木一件」・「官材図会」の史料性格

ここでは、本稿で用いる嘉永3年「御材木一件」と嘉永7年「官材図会」という2つの運材

5) 高瀬保「近世に於ける飛騨御用木の元伐と輸送」(『地方史研究』120号、1972年)、同「加賀藩初期の飛州北方材調達について—主として越中庄川の場合—」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和47年度、1973年、同著『加賀藩海運史の研究』雄山閣、1979年、第3章第1節所収)、同「天領以後の飛騨北方材の集散について」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和49年度、1975年、同上『加賀藩海運史の研究』、第3章第2節所収)。

6) 前掲註1) 田上一生『岐阜県林業史 上巻(飛騨国編)』。

7) 佐藤孝之「山稼の村と『御免許稼山』」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和62年度、1988年)、米家泰作「『山村』概念の歴史性—その視点と表象をめぐって—」(『民衆史研究』69号、2005年)、白水智「山村と歴史学—生活文化体系という視座から—」(『同上』)、白水智『知られざる日本 山村の語る歴史世界』(日本放送出版協会、2005年)、国立歴史民俗博物館編『生業から見る日本史 新しい歴史学の射程』(吉川弘文館、2008年)など。

8) 飛騨国山林史料299、徳川林政史研究所所蔵。

9) 岐阜県吉城郡神岡町編集・発行『神岡町史 史料編下巻』(1976年収録版使用)。

関係史料の性格について検討しておきたい。

まず、「御材木一件」の性格を検討しよう。本史料の作者は、巻末の「此書土屋氏蔵書借請野々俣口御番所ニ而写畢 嘉永三戌年七月 野瀬景教」という記述から、野瀬景教であることがわかる。彼が土屋氏の蔵書を借りて、飛驒の口留番所の1つである野々俣口番所で嘉永3年(1850)7月に写したものであった。この野瀬景教という人物は、野々俣口番所で写したという記述から、高山役所の地役人であると考えられる。そこで、口留番所で徴収された口役銀(番所を通る際に物品にかけられる運上)について書き留めた「永直帳」の嘉永3年分¹⁰⁾を確認すると、7月に野々俣口に詰めていた地役人として野瀬平三郎がみられる。よって、野瀬景教＝地役人野瀬平三郎であることがここから判明する。

次に、「御材木一件」の内容をみってみる。【表1】は目次を一覧化したものになる。本史料の最大の特徴は、飛驒における御用木の運材を体系的に把握できる点にある。全部で67の項目よりなっており、元禄5年(1692)の飛驒国幕領化から嘉永3年までの運材に関する記述がみられる。前述したように、野瀬が土屋の蔵書を借りて写したという記述から、他に原本があり、それをマニュアル的に書き写したものと思われる。そのため、文脈上間違った記載がなされていても「本ノマヽ」と記して、原本通りに写し取ってある。なお、野瀬が蔵書を借りた土屋氏とは、同じく地役人の土屋精一郎のことと思われる¹¹⁾。

そして、飛驒における御用木の運材を図解したものが「官材図会」になる。本史料の編者は地役人の富田禮彦である。富田による「官材図会」の序文を以下にあげよう。

【史料2】(読点は引用者による)

(前略) 元禄年間よりは官材を年ごとに伐納めて国民御仁恵を蒙り、天明八年にも大内御造営の官材を納めしこともあれば此国に生れたらん人は山内にて官材を伐出すより川下する民の苦勞をしらずんば有べからず、いにし弘化二年には同僚土屋秀世画師松村寛一とはかりて官材画譜を編て県令豊田君にさゝぐ、おのれ嘉永六年の冬其を補正自写て司君にさゝげしに猶洩たらんを集めてよとの仰ごとをうけて、今茲嘉永七年の春官材の川下にそひて美濃国下麻生湊にもものして見聞まにへ自画て帰国の、ちまた山内の劔丁、川下の雇夫等に尋問、また寛一にてあらため画図にしめて官材図会上下二巻とせり

これによると、同僚の地役人である土屋秀世(勘左衛門)が画師梅村寛一とともに、「官材図譜」という書を編集し、飛驒郡代豊田友直に提出したという。そして、富田が嘉永6年にそれを補って、「司君」、すなわち、その時の郡代であった福王三郎兵衛に差し出したところ、さらに集めるようにという指示を受けた。そこで、嘉永7年の春より官材の川下げを見聞し、杣や川下の日雇に尋ねて、寛一に画図に改めさせて、編集したものがこの「官材図会」上・下巻であったという。ちなみに、郡代豊田友直がこの図会の作成を指示したといわれている¹²⁾。

「官材図会」上・下巻の構成をみると、上巻は、「官材図会」下巻の富田の解説に「上巻には山内にて官材を改むるより谷出して下はら中綱場くり出しまで国内の川下する図をあつめ」とあり、山内から下原中綱場までの飛驒国内の川下げの図を取めている。続いて、下巻は、

10) 高山陣屋文書1・55-20-3、岐阜県歴史資料館所蔵。

11) 同上。

12) 前掲註1) 田上一生『岐阜県林業史 上巻(飛驒国編)』、121～2頁。

【表1】嘉永3年「御材木一件」目次

番号	項目名	番号	項目名
1	私領引続相様候御材木譜書并請負人名前年号	35	同所藤買上ヶ直段并当時人足賃米賑合
2	山方式拾五ヶ村御材木樽木稼方手続取調書付	36	同所綱場川巾并綱之覚
3	元文二巳年九月木方極書抜書	37	南方川下賃
4	御材木本品順并鍛疵之通称	38	下原中綱川巾并藤綱之覚
5	御触書写	39	南方元伐稼川下共三郡村銘
6	御條目写	40	南北方出役人用
7	下麻生桴組送状之案	41	南方川丈并尾州白鳥湊江戸其外江海上道法
8	白鳥湊出役之節心得方	42	同川下之節里数并抽方狩出下請狩之事
9	御材木船積出帆届案	43	益田川綱場
10	積船送状案	44	下山村金山迄川通字付
11	浦触案	45	南方川並出水之節御材木樽木留渡入賃
12	船中日記	46	北方右回断
13	難船之節注進場書付	47	南方川並村々順道并里数
14	熱田奉行江御直文通写	48	木曾川津戸渡白鳥湊迄通行川筋兩縁尾州領内村銘
15	大坂廻之節御破損方江御掛合案并心得方	49	飛州諸村濃州太田宿迄川通切所名目
16	大坂廻送状	50	流木之節廻状先触
17	南方山内伐出御用木運送請負證文写	51	御用木谷奥二有之候内出水之節廻状
18	御材木樽木諸賃	52	留木預ヶ之文言
19	十五分一口木代算法	53	川下中雨天之節廻状
20	廿分一金算法并樽木共	54	下麻生川下モ東西村銘
21	角平物板子定法	55	留木無之村々請證文案
22	地役人極印	56	留木之分回断
23	北方川下海上運賃	57	出水流散惣廻状案
24	木方出役人用立方向書写	58	同村々吟味二相廻候節廻状案
25	北方道法并越中東岩瀬江戸其外江之道法	59	同白鳥湊浦方江之廻状案
26	越中寺津綱場入用綱覚并下原中綱之図	60	留木預ヶ證文綴本前文賑合
27	飛州志下原中綱之製	61	下原中綱馬瀬川木尻見分廻状案
28	同書樽木取立方之図	62	南方御材木樽木川下中流散御届書案
29	下原中綱当時人用綱之覚	63	回断掛留御届書写
30	下麻生湊桴立定法	64	御材木樽木川下二付太田陣屋江掛合往復文通写
31	出水之節川船借賃	65	坪内家使者口上書写
32	桴乗賃米并出水之節人足賃米	66	流木之節濃州其外川筋村々隠木いたし候儀掛合文通写
33	川堀人足賃	67	木方略年譜
34	天保年中 下麻生湊太田迄桴乗下ヶ賃賑合		

出典：嘉永3年「御材木一件」（飛騨国山林史料299、徳川林政史研究所蔵）より作成

同じく下巻の解説に「此巻には美濃国油井村かしがまきより同国下麻生湊にて桴乗下までの図をあつめぬ」とあり、美濃国油井村から同国下麻生湊までの図を取めたものになる。なお、解説には「尾張国白鳥湊までの図はおのれ見たらん後ものせむとす」とあり、白鳥湊までの図会は自身で確認した後に作り上げるとし、その作成を計画していたことがうかがえる。

以上、2つの運材関係史料の性格を確認したが、その共通点としてはこれらが高山役所地役人の手によって成された点にある。地役人は次節でみるように、御用木の運材に深く関わっていたことから、当時の運材の様子を忠実に記録したものと思われる。これら史料を用いて、次節では飛騨南方における御用木の運材システムを具体的に検討してみたい。

2. 飛騨南方における御用木の運材システム

本節では、飛騨南方における御用木の運材システムを、高山役所地役人と運送請負人に着目して検討する。まず、南方における木材の輸送経路を確認しておきたい。山で伐り出された木

材は小坂川、益田川および馬瀬川を使って川下げされた(【図1】参照)。途中で小坂川と益田川が合流して、飛驒川となり、飛驒川と馬瀬川が国境で合流した。さらに飛驒川は木曾川に合流して、南下して尾張国の白鳥湊まで木材は運ばれた。最終的には、江戸深川の猿江材木御蔵や大坂川崎御蔵、駿州清水湊まで海上輸送された。南方における輸送経路を大まかにまとめると、以下ようになる。

飛驒山元→渡場→下原中綱場→濃州大利村→濃州下麻生掬場(下麻生湊)→濃州太田→尾州犬山→尾州白鳥湊→江戸猿江御材木蔵・大坂川崎御蔵・駿州清水湊

以上をふまえて、高山役所地役人、運送請負人の役割を検討していく。なお、ここでは主に嘉永3年「御材木一件」の記述によっており、同史料からの引用の場合、第○項とのみ記す。

(1) 高山役所地役人

ここでは高山役所地役人が運材においていかなる役割を果たしていたのかを検討する。

地役人の運材関係の事務内容をまとめると、以下ようになる。①渡場、下原中綱場、下麻生掬場、尾州白鳥湊への出役、②木材の改めや白鳥湊へ出役した際の書類・帳簿の作成、③出水などのトラブルへの対応、となる。では、順にその内容を詳しく見てみよう。

- ① 地役人は、木材輸送の中継地点である渡場、下原中綱場、下麻生掬場、尾州白鳥湊へと出役した。ここで、地役人は木材の改めを行い、疵や曲がりのある木を確認した。改めをした証明として御用木には地役人の極印および切判が刻印された¹³⁾。
- ② 地役人が作成した書類は、日記、御用留、出帆御届下留、送り状留、御用留、御印紙(20枚程)、山内改惣寄帳、駄賃帳、となる(以上、第8項)。他に、「御材木一件」には、御触書写、御條目、出帆届、送状、浦触、船中日記といった書類の雛型が収められている(第3項)。出帆届には出帆年月日、切判形、船頭名、御用木の種類・本数などが記され(第9項)、送り状には船頭名、船の大きさ、御用木の種類・本数などが記入されている(第10項)。
書類の作成順序をみると、最初の木材改めの時に、本品を控えておくための帳簿を作成している。渡場において間尺を改めるために、寸間帳を作成し、材木の総数や寸間の違いなどを確認する。そして、総数を調べて川原帳というものを作成し、これは請負人に渡された。寸間帳は、山方村々が写し、諸山の材木の間尺の改めが済んだ後に、山内惣寄帳としてまとめられた¹⁴⁾。
- ③ 運材は、川を利用することから、出水により木材が散木となった場合、地役人はこれらトラブルへの対応に追われた。具体的には、川満水による木材の綱場押し流れへの対応(第62・63項)、流失木の隠木への対応(第65・66項)などとなる。出水などのトラブル発生時には、他領の役人と対応方法についての調整を行っている。そして、大雨による出水のために下原中綱場で留めていた木が押し流された場合、地役人と運送請負人の手先の者が手分けして、留綱などの手配をしている(第62項など)。また、飛驒の木材は飛驒川、木曾川を下って白鳥湊へ運材されたが、木曾川で運材される木材は飛驒のものだけではないため、他領の木材の川下げとの日程調整を行っている(第64項)。具体的には、尾張藩太田陣屋の役人との

13) 以上、前掲註9)「官材凶会」。

14) 同上。

掛け合いなどがみられる。

以上から、高山役所地役人は、御用木が円滑に、かつ確実に運材されるように、帳簿を作成して御用木の種類や本数などの詳細な記録をとって、その管理を行っていた。そして、御用木の運材の監視、他領役人との運材の調整といった役割を担っていたのである。

（2）運送請負人

ここでは、高山役所から運材を委託された運送請負人の性格・役割を検討する。

運送請負人は、渡場から白鳥湊までの川下げ、および白鳥湊から江戸猿江御材木蔵、大坂川崎御蔵、駿州清水湊までの海上輸送を請け負った。では、運送請負人の変遷を【表2】から確認してみる。元禄～寛保期までは、運送請負人が一定しておらず、江戸や飛驒、尾張名古屋の商人がみられる。延享期からは中村屋七兵衛がその大半を請け負うようになる。中村屋七兵衛は尾張白鳥湊在住で上勘定所の御用達であった¹⁵⁾。天明3年に中村屋七兵衛は川下げ・海上輸送ともに永久請負を仰せ付けられている。しかし、寛政9年（1797）～享和元年（1801）の5年間、飛州湯之嶋村の久兵衛（飛驒屋久兵衛）が請け負い、享和2年以降、中村屋七兵衛が再び請け負うようになる。また、一時期川下げは村側が請け負い、海上輸送だけが運送請負人となっていた時期があり、運送請負人と村側との間で、運材の利権の移動がみられる。

では、運送請負人は、高山役所からどのような条件で運材を請け負ったのだろうか。運送請負の条件を「飛州南方山内伐出御用木運送請負証文写」（第17項）より確認する。この運材が行われた年は、本史料の宛名が田口五郎左衛門〔飛驒郡代、在任期間は文化元年（1804）～同8年〕となっていること、また、請負年数で去々戌より当子までという記述があることから、享和2年より文化元年であると考えられる。

この時の元伐は、益田郡阿多野郷・小坂郷二五か村が南方山内より1か年元伐賃金2千両位の目当てで伐出を仰せ付けられたことにより行われたもので、運送請負人は中村屋七兵衛、田中屋半十郎であった。運送賃金については【表3】の通りになる。これをみると、各用材の大きさから、輸送先ごとの運賃が確認できる。江戸と大坂で運送賃金の比較をすると、江戸までの運賃が高く、大坂までの運賃が安い場合（槻角平物・槻末口物）と、またその逆の場合（角平物板子・樽木）がみられる。

請負条件の記載内容をまとめると、次の点が指摘できる。運材の際に木材を損失した場合の弁納・弁木に関するものが多くみられる。流失や散木、荷打などのトラブルがあった際には、役人への注進が義務付けられている。そして、運送請負人の費用負担は、川下げにあたっての川丈入用、綱諸道具ならびに綱場、筏場、木場改所、矢来番人小屋の作成などにまで及んでいた。

それでは、運送請負人が運材にあたって、いかなる組織を構成していたのかを確認しておきたい。郡代豊田友直が書き残した「豊田友直日記」をみると、下麻生枡場に詰めていた中村屋七兵衛の召仕の者として、重立者が7人、大番・小番という役を務める者が28人確認でき、彼らは実際に川下げに携わる日雇に指示を出す現場監督としての役割を果たしていた¹⁶⁾。ここか

15) 竹内誠「『寛政改革と勘定所御用達』再論」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和46年度、1972年）。

16) 「豊田友直日記」（『飛驒在勤中日記 二』、東京大学法学部法制史資料室所蔵）天保12年10月15日条。

【表2】運送請負人の変遷

年	請負人	年	請負人
元禄6年	1693 江戸 白子屋孫右衛門	寛保元年	1741 長崎屋九兵衛・貴船屋喜右衛門
元禄9年	1696 飛州 矢嶋屋善左衛門・小坂屋彦右衛門	寛保2年	1742 江市屋藤藏・吉野屋兵吉〔～寛保3年(1743)〕
元禄11年	1698 江戸 高見屋四郎兵衛・菱屋次右衛門	延享元年	1744 中村屋七兵衛・北沢屋新右衛門〔～延享3年(1746)〕
元禄12年	1699 伊勢屋伝四郎・丹波屋長右衛門	延享3年	1746 江市屋藤藏・加賀屋喜八 請人矢嶋屋茂右衛門
〃	〃 伊賀屋九郎右衛門・小泉屋長三郎	延享4年	1747 中村屋七兵衛・北沢屋新右衛門〔～寛延2年(1749)〕
〃	〃 飛州下原 細江屋清左衛門	寛延2年	1749 矢嶋屋茂右衛門・加賀屋喜八
元禄14年	1701 白子屋孫右衛門	寛延3年	1750 中村屋七兵衛・北沢屋新右衛門
宝永元年	1704 江戸 冬木屋小平次・妻木屋重右衛門〔～正徳3年(1713)〕・冬木屋弥平次・同喜平次	宝暦元年	1751 中村屋七兵衛・貴船屋喜右衛門〔～宝暦2年(1752)〕
宝永7年	1710 飛州 矢嶋屋茂右衛門 江戸 泉屋文右衛門・松屋甚五兵衛(以上、南方請負) 久須見屋善太郎・三木屋平兵衛〔～正徳3年(1713)〕(以上、北方請負)	宝暦3年	1753 中村屋七兵衛・北沢屋新左衛門〔～宝暦7年(1757)〕
正徳3年	1713 松木屋半七・松屋甚五兵衛	宝暦8年	1758 川下 小坂郷阿多野郷四拾八ヶ村 海上 中村屋七兵衛・辰巳屋安右衛門〔～宝暦11年(1761)〕
享保元年	1716 松木屋半七・松屋甚五兵衛・江戸 柳川屋彦右衛門・鈴木屋五郎左衛門	宝暦12年	1762 川下・海上 中村屋七兵衛・辰巳屋安右衛門〔～明和元年(1764)〕
享保2年	1717 松木屋半七・高羽屋平八	明和2年	1765 中村屋七兵衛・辰巳屋安右衛門
〃	〃 飛州 矢嶋屋茂右衛門・植川屋嘉兵衛	明和3年	1766 中村屋七兵衛・辰巳屋安右衛門〔～明和5年(1768)〕
享保4年	1719 江戸 津国屋平吉・近江屋源七	明和6年	1769 中村屋七兵衛・辰巳屋安右衛門〔～安永元年(1772)〕
享保7年	1722 尾州名子屋 中村屋七之丞・高羽屋平八	安永2年	1773 中村屋七兵衛〔～天明2年(1782)〕
享保8年	1723 江戸 杉田屋新兵衛・高木屋十兵衛〔～享保9年(1724)〕	天明3年	1783 中村屋七兵衛(永久川下海上共)
享保14年	1729 南方 御直川下ヶ〔～元文3年(1738)〕	寛政9年	1797 山方式拾五ヶ村請負姿二而 下夕請負人 湯之嶋村久兵衛〔～享和元年(1801)〕
元文2年	1737 御直川下ヶ 江戸 長崎屋九兵衛・齊藤屋孫三郎 飛州 野口屋甚左衛門・押上屋清兵衛・西田屋半助(以上、5人の者は世話方カ)	享和2年	1802 中村屋七兵衛・相土田中半十郎〔～文政7年(1824)〕
元文4年	1739 長崎屋九兵衛・貴船屋喜右衛門〔～寛保元年(1741)〕	文政8年	1825 中村屋七兵衛 相土請人 尾州大野 薩摩屋九郎右衛門〔～文政10年(1827)〕
元文5年	1740 長崎屋九兵衛・貴船屋喜右衛門・辰巳屋兵左衛門・中村屋七兵衛		

出典：嘉永3年「御材木一件」(飛騨国山林史料299、徳川林政史研究所蔵)より作成

ら、運送請負人中村屋七兵衛の労務組織をまとめると、運送請負人一重立者一大番一小番一川下日雇となる。

以上をまとめると、運送請負人は運材にあたって、木材の輸送により収入を得たが、一方、木材を損失した場合の弁済義務を負わされ、さらに運材の諸費用のほとんどを負担していた。そして、運材に携わる労務組織を編成し、その人件費も負担していたのである。

飛騨における御用木の運材は、高山役所地役人が御用木の管理・監視を行い、運送請負人が運材の費用の負担および労務組織を編成して行われていた。それでは、このようなシステムのなかで、川下稼がいかに行われていたのかを次に検討してみたい。

【表3】享和～文化期の運送賃金

種類	大きさ	運送賃金		
飛州南方山内角平物板子	但長1間より3間迄	飛州山元より尾州白鳥湊迄	渡入川下賃水337文	長2間1尺角廻1本につき
		尾州白鳥湊より江戸猿江御材木蔵迄	海上運賃水204文	〃
		同所より大坂川崎御蔵迄	海上運賃水214文	〃
		同所より駿州清水湊迄	海上運賃水184文	〃
飛州南方山内槻角平物	但長2間より4間迄	飛州山元より尾州白鳥湊迄	渡入川下賃水647文	長2間1尺角廻1本につき
		尾州白鳥湊より江戸猿江御材木蔵迄	海上運賃水484文	〃
		同所より大坂川崎御蔵迄	海上運賃水470文	〃
		同所より駿州清水湊迄	海上運賃水433文	〃
飛州南方山内槻末口物	但3間より6間迄	飛州山元より尾州白鳥湊迄	渡入川下賃水1貫238文	長2間1尺角廻1本につき
		尾州白鳥湊より江戸猿江御材木蔵迄	海上運賃水879文	〃
		同所より大坂川崎御蔵迄	海上運賃水858文	〃
		同所より駿州清水湊迄	海上運賃水788文	〃
飛州南方山内樽木	但長6尺5寸	飛州山元より尾州白鳥湊迄	渡入川下賃水30文	長6尺5寸廻1挺
		尾州白鳥湊より江戸猿江御材木蔵迄	海上運賃水28文	〃
		同所より大坂川崎御蔵迄	海上運賃水31文6分	〃
		同所より駿州清水湊迄	海上運賃水26文2分	〃

出典：嘉永3年「御材木一件」（飛騨国山林史料299、徳川林政史研究所蔵）より作成

3. 飛騨南方における御用木の運材と川下稼

本節では、まず飛騨における川下稼の村々を把握して、地域における生業の様相を捉え、次に川下日雇の分析を通じて、御用木の運材の実態を明らかにし、川下稼が地域社会の生業としていかに位置付くのか、考察する。

（1）飛騨における川下稼村々の分布状況

ここでは、従来、明確に捉えられることのなかった川下稼の村々を把握し、あわせて、元伐稼の村も捉えて、地域における生業のあり様やその変容について考察を行いたい。

まず、明和6年（1769）における飛騨三郡の元伐稼と川下稼の村々を【表4—①】より確認する。ここには、北方、南方で元伐稼と川下稼を行っている村々をまとめている。元伐稼は、北方で行っている村々は南方より多く、88か村存在し、益田郡、吉城郡、大野郡の順で多い。益田郡より北方へ出稼ぎに出ているものと考えられる。そして、南・北の両方で元伐稼を行っている村は大野郡に10か村確認できる。一方、川下稼は南・北の両方で行っている村が益田郡で31か村、南方のみで行っている村が6か村、北方のみで行っている村はみられない。全体的な特徴として、①元伐稼と川下稼の村々は益田郡が最も多い、②元伐・川下の両方の稼ぎを行っている村は益田郡に18か村存在する、という点が指摘できる。

次に、天保14年（1843）の状況を【表4—②】よりみてみよう。その特徴は、元伐稼、川下人足を業としているのは益田郡のみであり、前者は25か村、後者は71か村、となる。ただし、杣日雇や木挽稼を行っていた村は大野郡、吉城郡でも確認することができ、南方で元伐生産が

【表4-①】 飛騨三郡の元伐稼・川下稼村々 (明和6年)

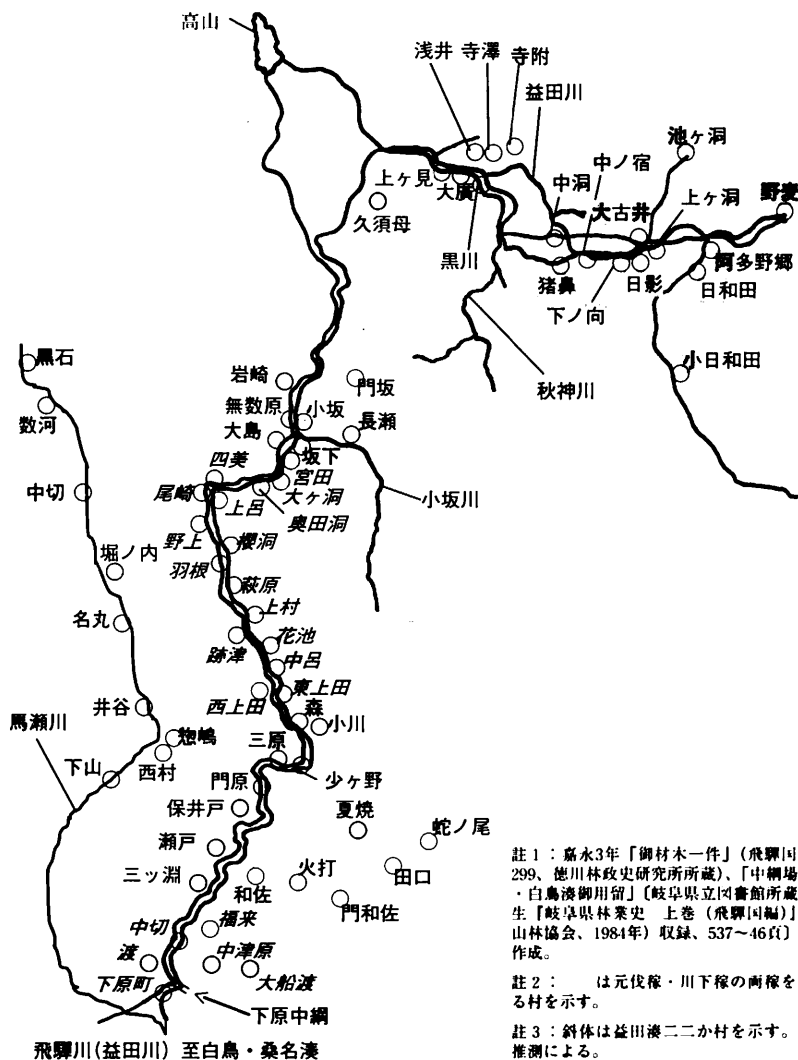
	大野郡	吉城郡	益田郡	合計
元伐稼 (北方)	11	34	43	88
元伐稼 (南北方)	10	—	—	10
元伐稼 (南方)	3	1	32	36
小計	24	35	75	134
川下稼 (南北方)	—	—	31	31
川下稼 (南方)	—	—	6	6
川下稼 (北方)	—	20	—	20
小計	0	20	37	57
元伐川下稼共	—	—	18	18
合計 (元伐+川下)	24	55	112	191

出典：嘉永3年「御材木一件」(飛騨国山林史料299、徳川林政史研究所蔵)より作成
 註：元伐・川下両稼の村は益田郡下呂組6か村、下馬瀬組6か村、下原組6か村となる。

【表4-②】 飛騨三郡村々の生業 (天保14年)

	大野郡	吉城郡	益田郡	合計
袖日屋	26	21	22	69
袖日屋・木挽稼共	3	18	1	22
川下入足	—	—	71	71
元伐稼	—	—	25	25

出典：「天保十四卯年七月御改正御用留」(『岐阜県史史料編近世6』、岐阜県、1969年収録)より作成
 註：本表は三郡村々の生業の内、袖日屋・木挽稼・川下入足・元伐稼に限定して、集計したものである。



【図1】 飛騨南方における川下稼村々の分布 (天保14年)

註1：嘉永3年「御材木一件」(飛騨国山林史料299、徳川林政史研究所蔵)、「中綱場・下麻生・白鳥渡御用留」(岐阜県立図書館蔵、田上・生『岐阜県林業史 上巻(飛騨国編)』(岐阜県山林協会、1984年)収録、537~46頁)をもとに作成。

註2：は元伐稼・川下稼の両稼を行っている村を示す。

註3：斜体は益田津二にか村を示す。中呂村は推測による。

行われた際に、これら杣日雇の人々が稼ぎに出ていた可能性が考えられる。

明和9年の休山策および、寛政9年の元伐再開後、地域の生業が変化している様子が【表4-①・②】よりうかがうことができる。

では、川下稼村々の地理的位置を確認しよう。【図1】は、天保14年における川下稼を行っていた村の分布状況を図示したものになる。馬瀬川、益田川、小坂川、秋神川の川沿いに川下稼村々が確認できる。このうち、益田川沿いの阿多野郷12か村は元伐と運材の両稼を行っていた。

阿多野郷12か村を除いて、元伐と運材を業とする村々は分かれており、元伐と運材は地理的条件を生かした形で分業体制が確立されていたといえる。また、川下稼の村々のなかでも、運送請負人より運材を下請けしていた村として、「益田湊二二か村」と呼ばれる村々があったが、これについては後ほどふれたい。

以上の検討から明らかのように、天保14年段階で、川下人足を業としていた村は、益田郡に71か村も確認することができ、元伐生産が山方二五か村だけにとどまらず、これら多数の村々の生活に影響を与えていたことが想定される。

それでは、川下稼がいかに行われていたのか、その実態を次に詳しく検討したい。

（2）飛騨南方における川下稼の実態

前項の検討から川下稼の村々が明らかとなったが、ここでは、南方における御用木の運材の実態を、川下日雇に着目して検討を行う。まず、次の史料をみてみよう。

【史料3】

〔二〕 飛州山方式拾五ヶ村^(集)御材木^(集) 御樽木^(集) 稼方手続取調書付

覚

（※村名略）

右式拾五ヶ村為御救御材木御樽木元伐稼被仰付寛政九巳年引続伐出候事

- ① 一右稼方之儀春中村方之もの共山内木品見立稼金高式千両日當を以取調願出候二付、吟味之上右を以伺書取調差出候事
- ② 一右伺御下知相済候上村々稼金江割合木品寸間取調書付相渡、夫右山入いたし取立秋中右冬之内山出いたし翌春中谷出し木揃いたし置地役人出役之上木品寸間相改、木銘寸銘切判切込極印打渡、夏之内干立秋ニ相成谷出し川下いたし候事
- ③ 一山元渡場与唱へ右改済候場所ニ而川下方受負人江相渡川下為致候事
- ④ 一夫右飛州国境中切村地内ニ中綱場と唱へ掛留綱張渡地役人出役罷在、同所ニ而木数相改操出したし候事
- ⑤ 一夫右濃州下麻生湊ニ掛留繩張渡地役人出役罷在同所ニ而梓ニ組立老乘宛送状相添尾州白鳥湊川下為致候事
- ⑥ 一尾州白鳥湊江手附、手代、地役人之内出役罷在同所ニ而相改船積いたし候事

（※村名略）

右拾六ヶ村之もの共山元右下原中綱場迄受負人右下受いたし川下いたし相稼候事

（※村名略）

右六ヶ村之もの共中綱場右濃州大利村迄下受川下いたし相稼候事

- 一右大利村々濃州下麻生稼場迄同所之もの共下受相稼候事
- 一下麻生湊々濃州太田迄桴乗下ヶ同所之もの相稼候事
- 一太田々尾州犬山迄同所之もの稼乗下ヶ相稼候事
- 一犬山々尾州白鳥湊迄同所之もの并円城寺村々之もの乗下ヶ相稼候事
- 一尾州白鳥湊々江戸深川江廻船いたし候事

以上

月日

豊田藤之進

上記の史料は、「御材木一件」第2項より引用したもので、飛驒の山元から江戸深川までの運材経路や運材の下請けをする村々などについて説明がなされている。作成者は豊田藤之進となっていることから、豊田が飛驒郡代に在任していた天保11年～弘化2年の間に作成され、おそらく勘定所へ提出されたものと思われる。

ではその内容を順に検討してみる。初めに、省略した部分には山方二五か村(野麦村・阿多野郷村・日和田村・小日和田村・上ヶ洞村・大古井村・日影村・下之向村・池ヶ洞村・中之宿村・中洞村・猪鼻村・小瀬ヶ洞村・黍生谷村・一之宿村・西洞村・宮之前村・桑之嶋村・胡桃嶋村・青屋村・辻村・赤沼田村・落合村・大洞村・湯屋村)が書き上げられている。これら村々は、御救として材木・樽木の元伐稼を仰せ付けられ、寛政9年(1797)より引き続き、伐り出しを行っていた。この稼ぎは春中に村方の者が山内の木品を見立てて、稼金高2千両の目当てにより取り調べを願い出て、吟味の上、伺書を取り調べて提出した(以上、①)。

この伺いの下知が済んだ上で、村々で稼ぎ金を割り合い、木品、寸間を取り調べ、書き付けを渡し、それより山入りをして取り立てる。秋中より冬の内に山出しをし、翌春中に谷出し、木揃いをしておく。そして、地役人が出役して、木品、寸間を改め、木銘、寸銘、切判を切り込み、極印を打ち渡し、夏の内に干し立て、秋になったら谷出し、川下げをする(以上、②)。

次に、山元渡場という上記の改めを済ませる場所で、川下方請負人へ木材を渡し、川下げをさせる(③)。それより、飛州国境の中切村内の中綱場というところで、掛け留め、綱を張り渡し、地役人が出役する。同所で木数を改め、操り出しをする(以上、④)。それより、濃州下麻生湊で掛け留め、縄を張り渡して地役人が出役する。同所で、桴に組み立て、一乗ずつ送り状を添えて、尾州白鳥湊へ川下げをする(以上、⑤)。尾州白鳥湊へ手附、手代、地役人の内より出役をし、同所で改めて船積みをする(⑥)。

以上の内容から、運材の一連の流れを把握することができるが、ここで特に注目されるのは②である。②をみると、元伐稼は年間を通じて行われた〔秋・冬(山出し)→春(谷出し、木揃い、地役人の改め)→夏(干し立て)→秋(谷出し、川下げ)〕が、運材は秋の一シーズンのみで、季節労働であったことがわかる。秋に行われる理由について、天保14年の「飛驒三郡余業取調書」¹⁷⁾によってさらに詳しくみてみると、川下稼を生業としていた四美村、尾崎村、宮田村、大ヶ洞村、奥田洞村、上呂村は「秋作取入後、御材木川下有之候節は、日雇ニ罷出相稼申候」とあり、秋の作物の取り入れ後に、材木の川下げがあった時に日雇として稼ぎに出いたのである。

では引き続き、同史料の検討を進めよう。2つ目に省略した村名は、益田郡宮田村・奥田洞

17)「天保十四卯七月御改正御用留」(『岐阜県史 史料編近世6』岐阜県、1969年収録)。

村・大ヶ洞村・上呂村・尾崎村・四美村・萩原町村・桜洞村・上村・花池村・東上田村・野上村・羽根村・跡津村・西上田村、になる。史料中では「右十六ヶ村之もの」とあるが、実際に記載されているのは15か村である。この15か村は、山元より下原中綱場まで請負人より下請けをして、川下稼を行っている。そして、次に省略した6か村は同郡下原町村・中切村・渡り村・福来村・中津原村・大舟渡村になる。この6か村は中綱場より濃州大利村まで下請けをし、川下稼を行っていた。この上記22か村（「御材木一件」中では21か村）は、益田湊二二か村¹⁸⁾と呼ばれた村々で、これら村々が南方での運材を高山役所より請け負っていたのである。

そして、濃州大利村以降でも同様に、川沿いの村々が下請けをし、運材を行っていた。このように、川下稼は、飛騨だけではなく、美濃や尾張の者にも関わる生業であったのである。

では次に、いかにして運材が行われていたのかを、川下日雇の運材技術に着目して検討したい。前掲の「豊田友直日記」より川下日雇の運材技術の一端がうかがえる。

【史料4】¹⁹⁾

（前略）此辺門和佐山中右伐出し候御材木川下ヶ場ニ而三ノ瀧与云難場あり、七兵衛代之もの指揮いたし日雇六十人計り打懸り右難場江修羅木を組ミ川下ス、爰ニ而小休人足共角乗いたす、修羅木之上を角ニ乗候俣走セ下り水中江式三尺落入ルニ猶角上ニ直立して依然たり練熟思ふべし（後略）

上記の史料は、天保13年9月20日、郡代豊田友直が益田郡ならびに越前国村々の検見をした際に、益田郡の門和佐村、火打村を訪れた時の記事になる。その内容は、この辺（火打村）は、門和佐山中より伐り出した材木の川下げ場で、三ノ瀧という難場がある。（中村屋）七兵衛代の者が指揮をして、日雇60人ほどで作業をし、この難場へ修羅木を組み、川下げをする。ここで、小休をし、人足らは角乗をしている。修羅木の上を角に乗ったまま走らせ下り、水中へ2、3尺落ち入る。なお角上に直立して依然としている様子を見て練熟を思ったとする。

さらに、飛騨国内を出た後の運材の様相を、同じく「豊田友直日記」よりみてみる。天保12年10月15日、郡代豊田友直が美濃を見分した時に、下麻生椗場の様子を書き残している²⁰⁾。下麻生椗場では、下麻生村御用木椗問屋の篠田藤兵衛と村田佐次右衛門によって、御用木が椗に組まれていた²¹⁾。椗場での作業従事者は、綱を張り込む人足が毎年250人いて、前述した中村屋七兵衛の召仕で重立者、大番、小番がここに詰めていた。川筋の難所で、いわゆる荷附、喉西ノ保、平釜、白橋というところがあるが、ここは日雇の者が手取の場所で岩上より麻綱を2、30尋下ろして、これを伝って小椗に乗り、または角乗して数万の大材を通していった。これを見て、豊田は「実ニ慣熟神妙を得ル与云べし、亦其苦心深く思ふべし」と感想を記している。

以上から、川下日雇の運材技術として、難場における修羅木の組み立てや綱の張り込み、小椗の使用、角乗などの熟練した技術が確認でき、運材装置を用いた高度な技術を使用していた

18) 「中綱場・下麻生・白鳥湊御用留」（岐阜県立図書館所蔵、前掲註1）田上一生『岐阜県林業史 上巻（飛騨国編）』収録、537～46頁）に、運材を請け負っていた村々として「益田湊式拾式ヶ村」という記述があり、「御材木一件」にみられる村数と比べると一致することから、これらの村々を益田湊二二か村と比定した。

19) 「豊田友直日記」（『飛騨在勤中日記 三』、東京大学法学部法制史資料室所蔵）天保13年9月18日条。

20) 「豊田友直日記」（『飛騨在勤中日記 二』、東京大学法学部法制史資料室所蔵）天保12年10月15日条。

21) 椗を縫うために必要な藤巻は、椗問屋の宅に老人が集まり作成した。そして、藤巻は12、3才の男児が運搬し、村の若者が椗組みを行っていた。このように、御用木の運材により、これに関わるさまざまな業が成り立ち、老幼まで利潤を得ていたのである（以上、前掲註9）「官材図会」。

ことがわかる。しかし、運材の担い手である川下日雇については、次のような実態もあった。

【史料5】²²⁾

(前略)

一川下ヶ之儀、見座村大橋・小坂奥筋蒲渡場・夏焼渡場・麦噌渡場、并中山筋より伐出之分共、渡場々々より中綱場迄、益田湊貳拾式ヶ村之者下請狩定式ニ候処、素人日雇にて狩下ヶ方手間取、不都合之由にて、六拾年来、右湊之ものえ相当之助成金差出、請負人手狩ニ致来候処、去丑年之儀は益田湊下請狩にて、殊ニ湊村外之者ハ差入不申、其内少シは手馴候日雇も有之候得共、過半素人計りにて手間取候付、利害申聞、追て手馴候日雇と為引替、早行方厳敷申付候、且馬瀬川は請負人手狩にて撈取候付、右之内より撰立、益田川え差入相増候儀も有之候

(後略)

この史料は、嘉永6年の元伐材木・樽木の川下げにあたって、当時、中綱場に詰めていた地役人吉住礼助が作成した申送書の一節である。これによると、川下げは、見座村大橋以下の渡場より中綱場までは益田湊二二か村が定式で下請けをして行われていたが、「素人日雇」で狩り下げに手間取り、不都合であったので、60年来、この湊の者へ相当の助成金を差し出し、請負人の「手狩」にしていた。ところが、去る嘉永6年は、益田湊が下請狩で、特に湊村外の者は入れず、その内少し手馴れた日雇もいたが、大半は素人ばかりで手間取り、利害を聞いたので、追って手馴れた日雇と替えさせて、早急に運材することを厳しく申し付けた。かつ馬瀬川は、請負人の「手狩」で撈ったので、この内より選び立てて、益田川へ差し入れたこともあったという。

60年来という記述から、益田湊二二か村が定式で川下げを請け負い始めたのは、元伐稼が再開された寛政9年からと考えられる。益田湊二二か村は、助成金を受け取っていたが、具体的には米50俵が支給されていた²³⁾。また、この年は、それまで請負人の手狩であったのに、なぜ益田湊の者へ請け負わせたのかという疑問は残るものの、本史料からは、益田湊二二か村の者たちは「素人日雇」であり、運材技術を身につけていなかったことがうかがい知れる。

以上をふまえると、「豊田友直日記」や「官材凶会」にみられる日雇は、運送請負人が雇用した運材技術に長けた日雇で、益田湊二二か村以外の川下稼を生業としていた村々の者、もしくは木曾などの他国から出稼ぎに来ていた者の可能性が考えられる。脇野博氏が、近世の林業技術を検討した結果、請負商人が柚職人・日用職人を雇入れることで、全国的規模での大材伐出が可能になった点を指摘されている²⁴⁾が、飛騨での運材もこの指摘に当てはまり、運送請負人による運材技術・職人の編成によって運材は成り立っていたのである。

最後に、地域の生業としての川下稼の位置についてまとめておきたい。領主(高山役所)によって生業を保護された益田湊二二か村は、運材技術を身に付けた職人集団としては川下稼に携わっていなかった。しかし、同村々は、その利権のもとに助成金を得ていた。一方で、益田湊二二か村以外で川下稼を生業としていた村々も存在した。これら村々の日雇は、運材技術は

22) 前掲註18)「中綱場・下麻生・白鳥湊御用留」。

23) 寛政9年「益田郡四郷川下ヶ買請米仕来候訳書付」(前掲註1)田上一生『岐阜県林業史 上巻(飛騨国編)』収録、358～9頁。

24) 脇野博『日本林業技術史の研究』(清文堂出版、2006年)324頁。

不明であるが、秋のみの季節労働とはいえ、現金収入の得られる稼ぎの場であった。さらに、元伐・川下両稼を行っている村も存在し、この村々の者は、他国へも林業労働者として出稼ぎに出ていることから²⁵⁾、林業技術を備えた職人集団として存在し、御用木の運材に携わったものと思われる。川下稼は、以上の村々にとって、生業としての携わり方に程度の差はあるものの、地域の生業として重要な位置を占めていたのである。

おわりに

以上、本稿では、飛騨における川下稼村々の把握を行い、同稼の実態を明らかにし、地域社会の生業として、どのような特徴を持ち、いかなる位置にあったのか、考察を行った。最後に、展望も含めて、本報告の検討結果をまとめておきたい。

飛騨における御用木の運材は、高山役所より運送請負人へ委任されて行われていた。運材において、高山役所地役人は、御用木が円滑に、かつ確実に運材されるように、帳簿を作成して御用木の種類や本数などの詳細な記録をとって、その管理を行い、運材の監視、他領役人との運材の調整といった役割を担っていた。そして、運送請負人は木材の輸送によって収入を得たが、木材を損失した場合の弁済義務を負わされ、運材に関わる諸費用の負担、さらに運材に携わる労務組織を編成し、その人件費も負担していた。

このようなシステムのもとで川下稼村々がいかに存在し、いかに運材に携わったのかを検討すると、次のような結果が得られた。まず、飛騨において川下稼を行っていた村々の把握を行った結果、益田川や馬瀬川、小坂川沿いの村々、特に益田湊二二か村は定式で川下げを請け負っており、地理的特性を生かして、元伐一運材の分業体制が確立されていた。そして、天保14年段階で、川下人足を業としていた村は、益田郡に71か村も確認することができ、元伐生産が山方二五か村だけにとどまらず、これら多数の村々の生活に影響を与えていたことが指摘できる。

次に、川下稼の実態をみると、益田湊二二か村の日雇は、なかには手馴れた日雇もいたが、大半は運材技術を身に付けていない「素人日雇」であったため、実際には運送請負人が運材技術に長けた日雇を編成して、手狩で運材を行っていた。「豊田友直日記」や「官材図会」にみられる日雇は、運送請負人が雇用した運材技術に長けた日雇で、益田湊二二か村以外の川下稼を生業としていた村々の者、もしくは木曾などの他国から出稼ぎに来ていた者の可能性が考えられる。そして、飛騨での運材は、脇野氏が木曾などで明らかにされた運送請負人による運材技術・職人の編成によって成り立っていたのである。

領主（高山役所）の保護のもとにあった益田湊二二か村の者は、運材技術を身に付けておらず、職人集団としては川下稼に携わっていなかった。しかし、益田湊二二か村は、その利権のもとに助成金を受け取ることができた。また一方で、益田湊二二か村以外で川下稼を生業としていた村々も存在した。これら村々の日雇の運材技術は不明で、いかに携わったのか問題となるが、秋のみの季節労働とはいえ、現金収入の得られる稼ぎの場であった。さらに、元伐・川下両稼を行っている村も存在し、この村々の者は、他国へも林業労働者として出稼ぎに出ている

25) 前掲註17) と同。

たことから、林業技術を備えた職人集団として存在し、御用木の運材に携わったものと思われる。

従来、寛政9年の元伐再開後の飛騨南方における元伐生産は、「元伐村々の救済事業」にのみその意義が見出されてきたが、本稿の検討により、川下げに携わる村々を多数確認することができ、元伐一運材という分業体制のもとで、川下稼村々にとっても元伐生産は地域における稼ぎの機会として重要な意味を持っていたのである。川下稼村々の運材への携わり方をふまえると、①高山役所による生業保護のもとに、定式で運材を請け負う村々(益田湊二二か村)、②定式村々以外で運材に携わる村々、③元伐・川下両稼ぎを行っている村々という3つの類型が成り立つ。①の村々は、実態としては運材技術を持ちえないが、役所から助成金を受け取り、②、③の村々は、運送請負人に川下日雇として雇用され、収入を得ていたのである。特に、③の村々については、林業技術を備えた職人集団として川下げに携わったものと考えられる。村々の運材への携わり方、収入を得る方法の違いはみられるものの、以上にみるような条件のもとに、川下稼は、地域の重要な生業として位置付けていたのであった。

山村における生業論は、前述したように、複合生業論が提起され、多様な生業の把握が進められている。ただ、山村では多様に生業が存在するという点に意味を見出すのではなく、本稿で検討したように、それぞれの稼ぎのもつ個別性を捉えて、地域社会を成り立たせる上で個々の生業がいかなる意味をもっていたのかを明らかにしていく必要がある。

さて、今後の課題としては、近代以降における飛騨林業の展開があげられる。幕府が倒れた後、地域の生業としてあった林業がどのような展開をみせたのか。この点を元伐稼・川下稼村々の動向に着目して、稿を改めて検討したい。

【付記】

本稿は、「『環境・資源』の視点に立った日本林制アーカイブズの総合的調査研究」(トヨタ財団研究助成、研究代表者：高橋実教授)の研究会における報告を元に成稿したものである。研究会当日は多くの方から貴重なご意見を頂いた。また、史料の閲覧にあたって、太田尚宏氏にご配慮を頂いた。末筆ながら、記してお礼を申し上げたい。